

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し「経営意思決定の迅速化」を図り、株主をはじめ社外に対して迅速で正確な情報発信を行う「透明かつ効率的な企業経営」を実践することにより、社会から信頼される会社となることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして認識しており、その施策として取締役会の活性化、情報管理体制の強化及び法令遵守の徹底等を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1 - 2】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、電子行使や招集通知の英訳を行っていく方針でございます。現時点では、費用対効果を考慮し実施しておりませんが、今後比率が増えて来た場合は、実施いたします。

【補充原則 4 - 1】

当社は、最高経営責任者等の後継者については代表取締役が責任をもってあたる事としております。

今後、最高経営責任者等の後継者を指名する方法を見直す必要があると判断した場合には、指名委員会等の設置も含め検討してまいります。

【補充原則 4 - 8】

当社の社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携や情報の共有は十分に行っており、筆頭独立社外取締役を決定する必要性はないと判断しております。

【補充原則 4 - 10】

当社は、取締役の指名・報酬などに係る重要な事項を検討するための任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会は独立性の高い社外取締役2名と社外監査役3名の5名を含む、計8名で構成されており、指名・報酬などの重要な事項には適切に助言を受けております。

【補充原則 4 - 11】

取締役会は、独立社外取締役2名を含む取締役5名と、監査役3名で構成され、事業計画達成、コンプライアンス、リスク等に対し、積極的かつ効率的な議論を行っています。

議論は取締役会の実効性についても行われるため、分析・評価を行っておりますが、その結果についての開示は今後検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1 - 4 政策保有株式】

1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、お客様や取引先の株式を保有することで、関係強化、取引拡大等が可能となり、当社の企業価値を高め、当社株主の利益に繋がると考えられる場合において、このような株式を政策的に保有します。

また、取締役会において保有する株式の保有状況を適宜確認し、中長期的な経済合理性や保有目的を検証し、保有の妥当性があることを確認しています。なお、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなどの見直しを行います。

2) 政策保有株式の議決権行使の方針

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値向上および当社の株主価値増大に資するかどうかを総合的に勘案し、議案ごとに賛否の判断を行い行使します。

3) 政策保有株主(注1)による当社株式の売却等の意向に対する対応方針

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合には、その売却等を妨げません。

4) 政策保有株主との取引方針

当社は、政策保有株主との間で、当社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

注1「政策保有株主」とは、当社の株式を政策保有株式として、保有している株主をいいます。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は関連当事者間での取引は、原則行わないこととしておりますが、

取締役会にてその取引の有効性や利益性を検討し、問題ないと判断された場合に限っては取引許可をすることとしています。

【原則 2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が

運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念とその行動規範である社是(信頼を築く5つの行動)を定め、ホームページにて公表しています。また、経営戦略や経営計画については、決算説明会にて発表しホームページに開示しています。

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書、当社ホームページ(<http://www.sanki-s.co.jp/ir/governance.html>)にて開示しています。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、業績との連動で役員報酬等の額を決定しており、報酬総額は2017年8月29日開催の定時株主総会において決議された、取締役年額150,000千円以内、監査役は年額20,000千円以内としています。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならず、取締役会並びに監査役会の構成の多様性に配慮し候補者を選定し、取締役会・監査役会にて株主総会に上程する候補者を決定します。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

選任する取締役・監査役候補の経歴、選任・指名については株主総会招集ご通知にて説明しています。

【補充原則 4 - 1】

当社は、取締役会で決議が必要な重要事項を取締役会規程に定め、取締役会決議をもって決定することとしています。取締役会決議を必要としない事項に関しても、重要性の度合いに応じた決裁権限を経営会議や事業責任者、部門責任者に設定し迅速な意思決定を行える体制をとっています。

【原則 4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定められている独立性に関する判断基準に基づき、独立社外取締役の候補者を選定しております。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【補充原則 4 - 11】

当社は、業務執行取締役1名と、独立社外取締役2名、独立社外監査役3名という経営体制を敷いています。このうち、業務執行取締役は様々な分野の企業戦略実行を通じて培われた高い見識と豊富な経験を有する者を選任し、独立社外取締役や独立社外監査役にはガバナンスやコンプライアンスに対して意見や指摘を中心に行う必要性から、会計・法律・内部統制・海外事情等に精通した者を選任しています。また、選任に関する方針や手続きは、【原則 3 - 1】の項に記載のとおりです。

【補充原則 4 - 11】

当社では、取締役・監査役は役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けるべきであると認識し、取締役・監査役の兼務状況に無理のない事を確認しています。また、その兼務状況については株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則 4 - 14】

当社では、定期的にと取締役・監査役に対する役員研修を実施しております。その研修の内容は、コンプライアンスや法令の改定等に関わる事項や、経営戦略、組織論などの経営に関する事項等の、コーポレートガバナンス強化につながる項目から、選定し実施しております。

【原則 5 - 1 . 株主と建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話・情報開示を行う担当部門を設置し、担当取締役を選任しております。株主からの対話(面談)の申込みに対しては、基本的には前向きに対応することにしており、対話(面談)の対応者は株主の希望を加味しつつ、対応する事を基本としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中島産業	975,000	16.54
中島 諒子	329,500	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	306,600	5.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	272,900	4.63
三機サービス従業員持株会	239,210	4.06
中島 薫子	225,000	3.82
光通信株式会社	221,200	3.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FR-AC)	216,500	3.67
シンメンテホールディングス株式会社	180,000	3.05
中島 義兼	166,950	2.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
桑田 始	他の会社の出身者													
笹尾 佳子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑田 始			経済産業省に入省の後、多様な部門を経て大臣官房審議、独立行政法人情報処理推進機構理事、人事院職員福祉局長等の要職を務められた後、一般産業界に身を投じられ、グローバルビジネス部門のマネジメントを通じて企業経営全般の知見を有しており、取締役会等で幅広い視点から積極的にご発言いただくことが期待できることから、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。

笹尾 佳子		様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見より、当社の企業価値向上と経営戦略の推進・ビジョン実現を一層加速させられるものと考えております。また、働き方改革や女性の活躍推進等の経験が当社に有用な意見、助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
監査役と会計監査人は各々の監査計画及び監査報告について定期的に会合を持ち、必要に応じ随時意見交換、情報交換を行っており、決算時には監査報告を受けております。
2. 監査役と内部監査部門の連携状況
当社は社長直轄の内部監査室を設置し、業務遂行における法令及び定款・社内規程の遵守状況並びにそれらの有効性・効率性の観点から内部監査を行っております。監査役には、内部監査室より監査結果の報告を行っており、常勤監査役は内部監査室の現地監査に原則として同行しております。
3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況
内部監査室と会計監査人は内部監査スケジュールを確認後、内部監査実施済の部署に対して、再度、合同往査を行い、内部監査室は会計監査人より指導を受けるとともに、その情報は監査役と共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北岡 昭	税理士													
荻野 正和	弁護士													
菅沼 博之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北岡 昭			税理士の資格を有しており、民間企業の実態もよく知る会計専門家として率直かつ適切な指摘・助言を得ていることから社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
荻野 正和			弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外監査役候補者となりました。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
菅沼 博之			永年一部上場企業において国際畑を歩まれた後、経営の中核として人事並びに内部監査に精通し主に管理部門の役員を経験されてきました。今後、当社がグローバル展開を視野に入れる中で、当社の企業価値の向上及び海外も含めたコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今後も、インセンティブを高めるため業績連動型報酬制度の導入等も含め、検討を重ねてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。取締役の報酬額は、業績に対する貢献度等を総合的に勘案し、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、管理本部より議案・資料等が事前に通知されるなど、管理本部スタッフによるサポートが必要に応じ行われております。また、社外監査役に対しては、定期的に監査役会を開催し、各部門から常勤監査役に伝達された情報などを共有することにより、適切な経営の監視ができるようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令に定められた事項及び経営に関する重要事項の審議及び決議を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

・監査役会

監査役会は、監査役3名(社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役が取締役会に出席し当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べるなど、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図っております。

・経営会議

経営効率の向上を図るため監査役出席のもと、月1回開催している経営会議において業務執行に関する基本的事項及び重要事項を審議し、意思決定の迅速化・効率化を推進しております。

・コンプライアンス推進委員会

経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催し、行動指針や法令及び定款・社内規程に反する事態に備えるとともに、行動指針や法令遵守が社内風土として定着するよう指導・教育を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、それぞれ会社経営者としての豊富な経験や、財務会計、税務に関する専門家としての幅広い知見を有しており、毎月の取締役会においては、各々の専門分野を活かし、業務執行にかかる意思決定の監督・助言・監査を実施しております。これらにより、社外からの経営監視、助言機能が十分に働いていると考えるため、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化と併せて、株主の議決権行使における議案検討時間を十分確保できるように株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算日が5月31日のため集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページIRサイト内に掲載予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を年1回以上開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに第2四半期及び通期の決算発表後に決算説明会を定期的に開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、IRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理綱領で基本的な方針を定め、諸規程においてはインサイダー取引防止規程、関連当事者取引管理規程及びコンプライアンス規程等で具体的な基準を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	創立40周年記念事業の一環として、社会貢献活動の意味を込めて植樹活動を開始しました。「三機サービスの森」として、千葉県富津海岸にて植樹事業を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、金融商品取引法、東京証券取引所の諸規則他関連法規等を遵守し、企業情報を公平に適時・適切に開示することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムの基本方針を以下の内容のとおり取締役会において決議しております。

- (イ) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・経営理念を定め、それを実現するための具体的な行動規範として社是(信頼を築く5つの行動)を制定しています。
 - ・コンプライアンス規程を定めています。
 - ・内部通報制度を構築し、企業倫理に反する行為を防止しています。
 - ・反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力の排除に努めています。これらの取り組みにより、職務の執行が法令及び定款に適合することが確保できると考えています。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報は文書管理規程により適切に保存及び管理を行うこととしています。
- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うためのリスクマネジメント委員会を毎年実施することとしています。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。
- (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画・単年度の経営計画を作成します。これをベースに毎月、計画と実績の検証を行います。また、組織規程や決裁権限基準を定めることにより、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を構築します。
- (ホ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実行し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。
- (ト) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の任命・評価・異動及び懲戒は監査役会の意見を徴してこれを尊重します。
- (チ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
法令に定められるものの他に重要会議への監査役への出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。
- (リ) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役への権限、重要な会議への出席、取締役への改善指示の報告など、監査が実効的に行えるよう監査役監査規程を定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた整備の状況
 - (イ) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を整備しています。
 - ・反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに記事検索調査媒体を活用し、調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。
 - ・反社会的勢力との関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。
 - (ロ) (公財)暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

その他

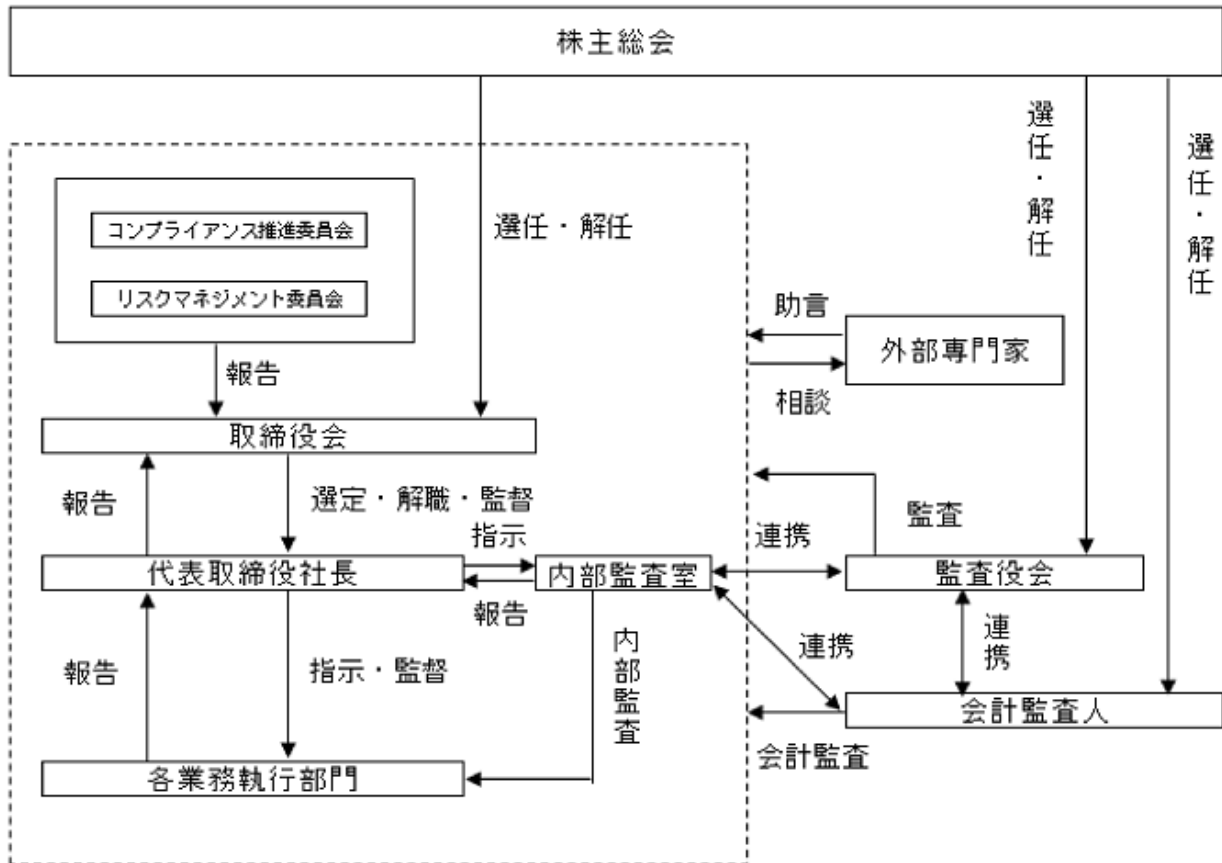
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

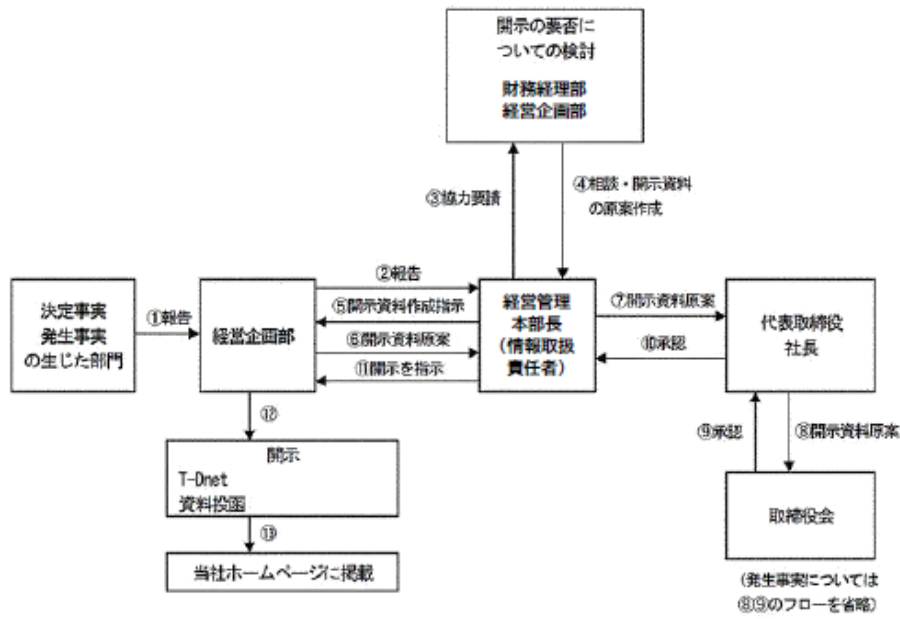
なし

該当項目に関する補足説明

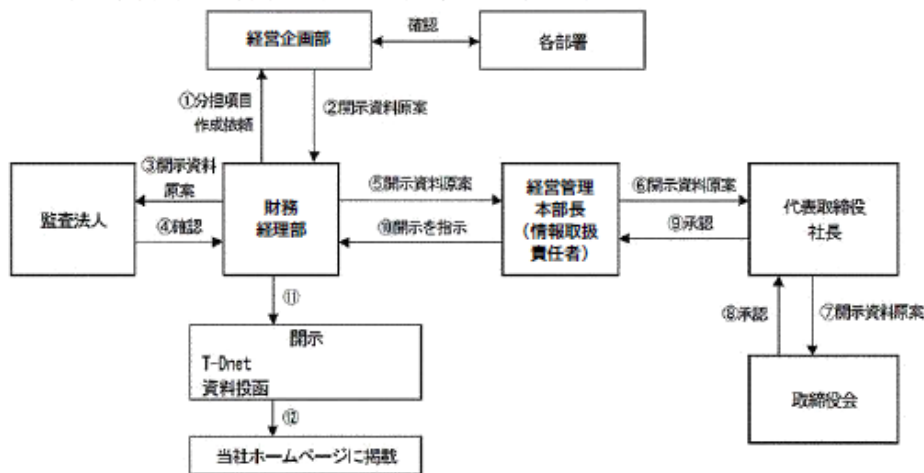
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



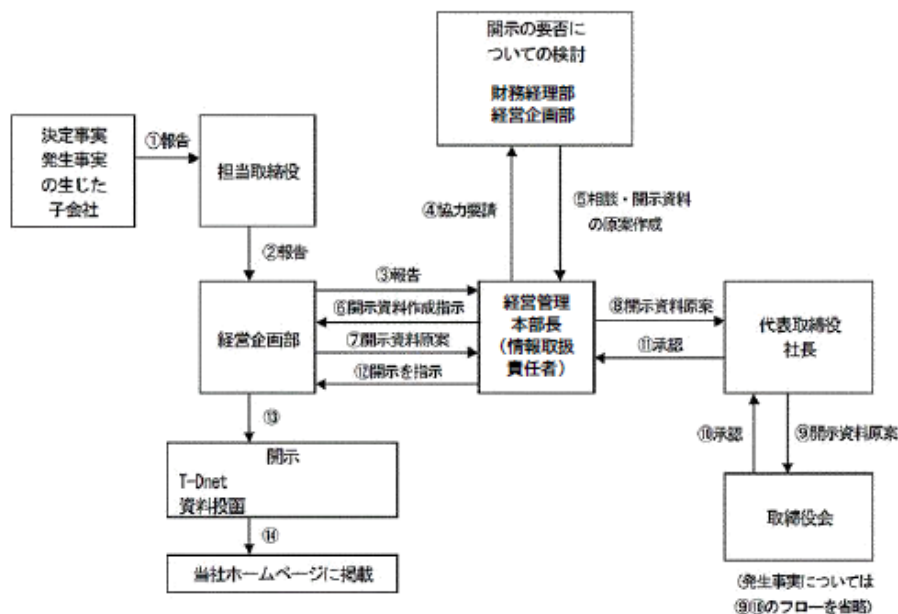
○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー（決算短信、四半期決算短信）



企業集団に係る適時開示業務フロー
 ○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー（決算短信・四半期決算短信）

